科学院発１０２１第５号
令和８年１０月２１日

各関係機関の長　殿

国立保健医療科学院長
（公印省略）

建築・施設管理研究部上席主任研究官（任期付）の公募について（依頼）

標記について、下記のとおり研究職員（任期付）を公募しますので、貴機関関係者に周知方よろしくお取り計らい願います。

記

１．職名
建築・施設管理研究部　上席主任研究官（任期付）
（厚生労働技官・研究職）　１名

２．業務内容
建築物の室内環境（特に室内空気質（IAQ）、換気等）とその健康影響に関する調査研究及び関連する養成訓練業務

３．応募要件
（１）建築物の室内環境（特に室内空気質（IAQ）、換気等）とその健康影響に関する十分な専門知識を有すること。
（２）建築物の室内環境（特に室内空気質（IAQ）、換気等）、あるいはその健康影響に関する十分な研究業績を有すること。
（３）建築環境・設備、あるいは建築物衛生に関する十分な教育実績を有すること。
（４）調査研究及び養成訓練の遂行に十分な英語の語学力を有すること。
（５）日本語を母国語としない者にあっては、調査研究及び養成訓練の遂行に十分な日本語の語学力を有すること。
（６）調査研究及び養成訓練に意欲があること。
（７）協調性を有し院内外と円滑に共同研究が遂行できること。
（８）博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者、又は本院の研究課程を修了した者であること。
（９）大学卒業後１５年以上（６年制大学の場合は１３年以上）の者、又は同等と認められる経験を有する者であること。

4．欠格事由

次のいずれかに該当する者は応募できません。

（1）国家公務員法第３８条の規定により国家公務員となることができない者

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

（3）採用予定時期までに国家公務員法第８１条の６に定める定年に達する者（令和８年度における定年年齢は６２歳）

5．採用予定日及び任期

採用予定日：令和９年１月１日（相談に応じます）

任　　期：採用日から３年間

※任期満了後に任期の定めのない官職の公募に応募することは差し支えありません。

6．勤務地

国立保健医療科学院（埼玉県和光市南２－３－６）

7．選考採用試験

（1）第１次審査（書類選考）　令和８年１１月下旬～１２月上旬（予定）

（2）第２次審査（面接試験）　令和８年１２月上旬～中旬（予定）

※一次面接、二次面接（プレゼンテーションを含む）を行います。

※会場は、国立保健医療科学院（埼玉県和光市南２－３－６）で行います。

（3）選考結果

第１次審査・第２次審査の選考結果については、審査後２週間以内に通知します。

8．提出書類

（1）個人調書[様式第１号(その１)]

（過去５年間における外部資金獲得実績は必須事項）

（2）教育研究業績書[様式第１号(その２)]

（研究業績は全ての業績を記入すること）

（3）就任後の調査研究及び養成訓練に関する計画並びに抱負（Ａ４版2,000字程度）

（4）主要論文別刷１０本以内（コピー可、冊子は不可、Ａ４両面印刷でクリップ止めにすること）

（5）推薦状（推薦者の自署入り）

（6）応募者本人の教育、研究、人柄について問合せをできる方２名の氏名、所属、連絡先（住所、電話、E-mail）。うち１名は推薦者も可。

（7）学位記（写）

※提出書類の各様式等は、本院ホームページ（https://www.niph.go.jp/）からダウンロードできます。

※応募書類は、本公募の用途に限り使用し、頂いた個人情報は適正な理由なく第三者へ開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。なお、応募書類は返却いたしませんので、御了承ください。

9．応募締切日

令和８年１１月２０日（金）必着

１０．書類提出先

〒３５１－０１９７　埼玉県和光市南２－３－６

国立保健医療科学院長 大坪　寛子 宛てとし、応募書類の封筒には「応募番号５　建築・施設管理研究部上席主任研究官（任期付）応募」と朱書の上、親展とし、簡易書留にて郵送してください。

１１．問合せ先

国立保健医療科学院　総務部総務課人事係　髙橋、多比羅

Tel．０４８－４５８－６１２５（直通）

Mail：jinji@niph.go.jp

【参考】

1．給与

（1）一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成９年法律第６５号）」に基づき、決定します。

（2）手当は、代表的なものとして以下のものがあり、職員の実情に応じて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）等に基づき支給されます。

・地域手当（俸給等の１４／１００）

・通勤手当（6か月定期券等の価額（1か月あたり最高１５万円）等）

・期末手当（いわゆるボーナス）

＜モデル給与例＞

・上席主任研究官（第一号任期付研究員・２号俸）　年収約９００万円（月給約５７万円）

2．勤務時間・休暇

（1）勤務時間は原則1日7時間４５分で、土・日曜日及び祝日、年末１２月２９日～年始1月3日は休みです。

（2）フレックスタイム制を導入していますので、1月当たり１５５時間の勤務時間の範囲で、始業・終業時間を組み合わせることができます（一定の制限あり）。

（3）休暇は、年２０日の年次休暇（４月１日採用の場合、１５日付与され、２０日を限度として翌年に繰り越されます。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）及び介護休暇等があります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。